

生活充実支援事業

■生活充実の支援

相談、保健・医療、及び生活の保障・援助などの各事業の実施と関連させ、充実感があり安心・安全な生活を送るうえで、障害の状況に合わせた個別性の高い日中活動を充実するために支援しています。

■助成金の支給

○施設利用助成金

ひかり手当・健康管理費特1級受給者が、障害者総合支援法の障害福祉サービスや介護保険のサービスを利用し施設及び事業所等に通う場合、また生活手当受給者であって、障害者総合支援法の施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）を利用している場合や介護保険の施設サービス等を利用している場合、親族等の面会時に伴う交通費等を「生活充実支援支給基準」に基づき上限額を設けて援助しています。

○生活充実助成金

ひかり手当・健康管理費特1級受給者で、障害症状のために社会との関わりを持つことが課題となっている被害者が行う生活充実のための取組や、障害者総合支援法の施設入所支援または介護保険施設サービスを利用している被害者が行う外出の機会を確保する取組などについて「生活充実支援支給基準」に基づき上限額を設けて援助しています。